

再意見書

平成23年3月4日

情報通信行政・郵政行政審議会
電気通信事業部会長 様

郵便番号 957-0061

住所 にいがたけんし ば た し す み よ し ち ょ う 5 ち ょ う め 12 ば ん 22 ご う
新潟県新発田市住吉町5丁目12番22号

氏名 かぶしきかいしゃにいがたつうしん
株式会社新潟通信サービス

代表取締役 本間 誠治

電話番号

電子メールアドレス

情報通信行政・郵政行政審議会議事規則第4条及び接続に関する議事手続規則第2条の規定により、平成23年1月25日付けで公告された接続約款の変更案に関し、別紙のとおり再意見を提出します。

再度意見の公表の機会を与えていただきありがとうございます。

私が営業としている地域(都市部以外)においては光回線の提供においてNTTグループとの競争原理は根底からなり立たない状況にあることを知っていただき、分岐回線単位料金制度の導入をお願いするものです。

・地域ではNTT東日本はリスクを負わず光回線を整備している。

NTT東日本は採算性のない場所でのフレッツ光サービスを行わないことを市町村に明示しており、フレッツ光サービスの提供には次の条件のいずれか、または双方を要求しています。

1. 地域で一定数の利用者の申し込みを自治体に取りまとめること。
2. 自治体が提供を希望する地域への光回線を整備しIRUでNTT東日本に貸し出すこと。

このことによりNTT東日本は地方で地域の自治体を介して光ユーザを確保し、リスクを負わずフレッツ光対象エリアとして拡大しています。

・地方(都市部以外)では光サービスはNTT東日本によるユーザの独占状態にある。

NTT東日本からシェアアクセス方式により光回線を借りることで競争できると主張している方々は制度の整合性を理解していないと思われます。

シェアアクセス方式はNTT東日本がフレッツ光サービスを提供していない地域では借用出来ません。しかしNTT東日本がフレッツ光サービスを実施すると公表した時点でNTT東日本ではその時点で光サービスを利用するほとんどのユーザの申し込みを受けており、他事業者は常に出遅れる状況にあります。NTT東日本が利用者を確保した後で他の事業者は該当区域がサービス対象地域となることを知らされます。

この出遅れにより、シェアアクセス方式を採用しようとした場合、他事業者は非常にリスクが高い状況となっています。これでは競争にならない事を理解いただきたいと思います。

・NTT東西は不公正競争をしている。

NTT東西は巨大な資本力のもとで、フレッツ光サービスを工事費無料としてサービスしており、総務省も認めているようです。体力の無い中小の事業者ではNTTの光サービスと光ケーブルの施設競争をすることはできません。地方自治体を通して事前にユーザを確保しているNTT東西と我々では公正な競争は望めないのが現状です。

・分岐回線単位の接続料設定はNTT東日本への義務。

前述したNTT東日本の独占したサービス状態から少しでもユーザが選択できる環境を整備することは競争の原理から必要なことと考えます。

もし、分岐回線単位の接続料が設定されたとしても 相当の営業努力なしでは既にNTT東日本に接続しているユーザを奪還することはできないと想像できます。又、ユーザの多くは既にNTT東日本を利用しており、新規のユーザ数は多く見込めない地方の現状を理解するべきです。

つまり地方で既存のフレッツエリアにおける新規ユーザはシェアアクセス方式を採用しようとした場合、開

始時点で既に少なくなっており、NTT東日本と競争にもなりません。それでも利用者が選択できる環境を整備することは必要と考えます。

・フレッツ光未提供地域での分岐回線単位の貸出の必要性

地域において新たに整備されるフレッツ光の地域では 先のNTT東西による事前募集を廃止することでシェアアクセス方式での競争が可能となると考えられますが、その場合はNTT東西の光回線の整備の意欲がそがれると考えられます。

このため、どの程度の利用希望者がいるのかを知ることはNTT東西の整備意欲を維持するためにも必要と考えます。しかし、回線の申込については他の事業者と同時に受付を開始し、分岐回線単位の貸出を行うことで事業者とNTT東西での競争が行える環境ができると考えます。

こうした競争の中で光芯線の利用率が向上し、NTT 東西での芯線の利用率も向上し、事業者からの利用料金により より早く設備の投資の回収が可能となり、一段のコストダウンが図れるものと考えています。

分岐回線単位の貸し出しを希望している業者は無料ではなく、NTT 東西の価格に合わせた費用負担をする事となるので、NTT 東西の投資の回収に貢献することになり、NTT 東西が損をすることは無いものと確信しています。

・IRU回線の問題

先に述べた自治体による整備回線のIRUによるNTT東西への貸出はNTT以外の事業者が利用できない弊害が生じています。

IRUの第 3 者貸出禁止により、シェアアクセス方式の貸出さえ禁止され、結果その地域は 100%NTT東西のサービスとなっています。

分岐回線単位の貸出は、このIRU回線を他事業者に開放する手段として有効と考えられます。

NTT東西はIRU回線を自社の設備や機器に接続し、自社のユーザも利用しているため、サービス貸しであり、物理的な第 3 者貸出とはならず IRU の制限に縛られず利用可能な手段と考えます。

結論

人口の集中する都市ではNTT東西の光化は促進され、シェアアクセス方式により他の事業者でもその提供方法などを工夫することでユーザがサービス提供元を選択することが可能です。

しかし、人口の少ない地域における光化を考えた場合、このままでは、ユーザがサービス提供元を選択することは困難です。

提供する利用者の数に対し、光化には多大なコスト負担が必要なため、 少ないコスト負担で利用者の選択が可能なサービスを提供する必要があります。

地域の光化には NTT東西が一方的に有利な現在のサービス提供方法に対し、競争原理を提供する手段として、分岐回線単位の貸出は非常に簡単に導入が出来て有効な手段と考えます。

是非、分岐回線単位の貸出制度の導入をお願い致します。

以 上